八戸市スポーツ協会規約

制定 昭和 21 年 4 月 13 日 昭和 21 年 5 月 5 日 改定 改定 昭和 22年 12月 27日 改定 昭和 24 年 5 月 14 日 改定 昭和 29 年 5 月 18 日 改 定 昭和 36 年 5 月 26 日 改 定 昭和 45 年 5 月 18 日 改 定 平成 13 年 5 月 22 日 平成 15 年 5 月 19 日 改定 改定 平成 17 年 5 月 13 日 改定 平成 20 年 5 月 19 日 改定 平成 22 年 5 月 17 日 改定 平成 25 年 5 月 15 日 改定 平成 30 年 5 月 17 日 改定 令和 元年 5月16日 改 定 令和 4年 5月21日

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この会の名称は、八戸市スポーツ協会(以下、本会という)という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を八戸市まちづくり文化スポーツ部 スポーツ振興課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、体育スポーツの振興を図り、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1. 加盟団体の強化発展と連絡融和を図ること。
 - 2. 体育、スポーツに関する外部との連絡を図ること。
 - 3. 体育、スポーツに関する全市的事業の実施又は援助をすること。
 - 4. 八戸市総合体育大会を開催すること。
 - 5. 体育、スポーツについて市その他の機関に対して意見を述べ或は施策に協力すること。
 - 6. 体育、スポーツ施設の計画を援助促進すること。
 - 7. 体育、スポーツに関する資料の研究調査をすること。
 - 8. スポーツ少年団を育成すること。
 - 9. 体育、スポーツの宣伝啓発を図ること。
 - 10. スポーツ水準向上に関する研究調査をすること。
 - 11. その他本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第3章 加盟団体

(加盟団体)

- 第5条 本会は次に掲げる加盟団体をもって構成する。
 - 1. 市内におけるアマチュアスポーツ各種目別に統轄する団体。
 - 2. 各地区において体育、スポーツ振興を総合的に統轄する団体。
 - 3. 市を単位とする中学校体育団体並びに市内のスポーツ少年団を統括する団体。

(代表委員)

第6条 代表委員は、加盟団体からそれぞれ2名を選出し、本会会長に届け出るものとする。

(加盟)

- 第7条 本会に加盟しようとする団体は次の書類を添えて申請し、代表委員会の議決により加盟することができる。
 - 1. 会則

- 2. 役員名簿
- 3. 会員数
- 4. 事務所及びその担当者
- 5. 予算
- 6. 既往の主なる事業

(報告義務)

- 第8条 加盟団体は、4月末日までに当該年度に関する次の事項を報告しなければならない。
 - 1. 年間事業計画
 - 2. 会則
 - 3. 役員名簿
 - 4. 会員数
 - 5. 事務所及びその他必要な事項

(負担金)

第9条 各加盟団体は負担金として5,000円を毎年5月末日までに納入しなければならない。

(脱退)

第 10 条 本会の加盟団体が第 5 条の資格を失った時、又は本会の加盟団体として不適当と認めたときは、 代表委員会の議決を経て脱退させる。

第4章 役員

(役員)

- 第11条 本会に次の役員を置く。
 - 1. 会長1名
 - 2. 副会長若干名
 - 3. 理事長1名
 - 4. 副理事長1名
 - 5. 常任理事若干名
 - 6. 会長指名理事(学識経験者等5名以内)
 - 7. 理事(加盟団体各1名)
 - 8. 監事3名

(役員の選出)

- 第12条 会長・副会長は代表委員会で選出する。
 - 2 理事長、副理事長、常任理事は理事会において互選する。
 - 3 会長指名理事は、代表委員会に諮って指名することができる。
 - 4 理事は、各加盟団体の指名した代表委員2名のうち1名とする。
 - 5 監事は代表委員会が選出する。

(役員の職務)

- 第13条 会長は本会を代表して会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。会長・副会長は代表委員並びに理事の資格を有する。
 - 2 理事長は、理事会の決するところに従い、会務を処理し、会長及び副会長が共に事故あったとき、または欠けたときは理事長がその職務を代行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐して会務を処理する。
 - 4 常任理事は、副理事長を補佐して会務を処理する。
 - 5 理事は、代表委員会並びに理事会の議決に従い、会務を執行する。
 - 6 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2か年とする。ただし、重任を妨げない。
 - 2 欠員及び増員に伴う役員の任期は、他の役員の残任期間と同じくする。
 - 3 役員は、任期が満了しても後任者が決定するまでその職務を行うものとする。

(役員の定年制)

第 15 条 役員は、第 11 条第 6 号に掲げる会長指名理事を除き、選任時において、その年齢が 75 歳未満でなければならない。

第5章 名誉会長・顧問・参与

(名誉会長並びに顧問及び参与の選出)

- 第16条 本会には、名誉会長並びに顧問・参与をおくことができる。なお、名誉会長並びに顧問・参与は、 代表委員会の議決をもって推挙する。
 - 2 顧問及び参与は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第6章 会議

(会議)

- 第17条 本会は、次の会議を開催する。
 - 1. 代表委員会
 - 2. 理事会
 - 3. 常任理事会

(代表委員会)

第18条 代表委員会は本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

(代表委員会の組織及び招集)

- 第19条 代表委員会は代表委員をもって組織し、会長がこれを招集してその議長となる。
 - 2 代表委員の5分の1以上から会議の目的を示して請求があったとき、会長は2週間以内に代表委員 会を招集しなければならない。

(代表委員会の議決)

第20条 代表委員会の議事は、出席委員の過半数を以って決する。可否同数の時は議長がこれを決する。 2 代表委員会の議決を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する代表委員の過半 数の書面又は電磁的記録による同意をもって代表委員会の賛成議決に代えることができる。

(理事会の組織及び招集)

第21条 理事会は理事を以って組織し、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上が会議の目的を示し請求した時、会長がこれを招集してその議長となる。

(理事会の議決)

- 第22条 理事会の議事は、出席理事の過半数を以って決する。可否同数の時は議長がこれを決する。
 - 2 理事会の議決を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する理事の過半数の書面 又は電磁的記録による同意をもって理事会の賛成議決に代えることができる。

(常任理事会の組織及び招集)

第 23 条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事を以って構成する。

(常任理事会の議決)

- 第24条 常任理事会の議事は、出席した構成員の過半数を以って決する。可否同数の時は議長がこれを決する。
 - 2 常任理事会の議決を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する常任理事会構成員の過半数の書面又は電磁的記録による同意をもって常任理事会の賛成議決に代えることができる。

(常任理事の緊急議決)

第25条 緊急を要するため代表委員会に付議することが困難な場合は、常任理事会で決定することができる。

第7章 会計

(会計)

第26条 本会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- 1. 加盟団体の負担金
- 2. 市または公共団体の助成金
- 3. 寄付金
- 4. 自動販売機設置等による売上手数料
- 5. 事業による剰余金

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まって翌年の3月31日で終わる。

(予算及び決算の承認)

第28条 本会の予算は常任理事会で編成し、代表委員会の承認を要し、決算はその会計年度終了後常任理 事会の承認を経て代表委員会に報告し、その承認を得なければならない。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 本会は必要に応じて専門委員会を設けることができ、その規程は別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第30条 本会の事務を処理するため事務局を置くことができ、その規定は別に定める。

第10章 規約の改定

(規約の改定)

第31条 本会の規約は、代表委員会で出席者の4分の3以上の同意がなければ変更することができない。

附 則

本規約は令和4年5月21日から施行する。